

諮 問 書

京都市客引き行為等対策審議会

会長 佐 伯 彰 洋 様

本市における客引き行為等対策を推進するための柱となる，客引き行為等禁止区域を指定するに当たり，貴審議会の御意見をいただきたく，ここに諮問いたします。

平成 2 7 年 6 月 1 9 日

京都市長 門 川 大 作

(趣旨説明)

客引き行為等禁止区域の指定について

京都市では、安心かつ安全なまちづくりの推進、国際文化観光都市・京都にふさわしいおもてなしを尊重する気運の醸成、悠久の歴史の中で培われてきた本市の都市格の維持及び向上に資するため、平成27年4月1日から「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」を施行しております。

本条例では、第8条第1項で「市長は、市民等の安心かつ安全な通行を確保するために客引き行為等を禁止する必要があると認められる区域を客引き行為等禁止区域に指定することができる。」と定めており、同条第2項で「客引き行為等禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ、第14条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。」と規定しています。

本市では、客引き行為等禁止区域の指定の要件について、実効性のある規制を行うため、一つには、客引き行為等を行いにくい気運を醸成するため、地域の力による自主的な巡回又は啓発活動等の取組が不可欠であると考えております。さらに、二つ目の要件として、そうした地域の取組が行われているにも関わらず、なお効果が得られないために、本市へ禁止区域指定に係る要望を提出されている区域に限定することで、実効性を確保できる取組としていきたいと考えております。

今般、これらの要件を満たす商店会・自治連合会から、添付の区域を客引き行為等禁止区域とするよう要望が提出されました。

つきましては、客引き行為等禁止区域指定に係る上記以外の要件についての御審議を含め、本条例に基づく取組が真に実効性あるものとなるよう、客引き行為等禁止区域の指定について、御審議を賜りますようお願い申し上げます。